

流山市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定に基づき介護サービス事業者に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日老発0330077号厚生労働省老健局長通知の別添。以下「国指針」という。）及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領（平成27年3月31日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡）の定めるところによる。

(検査方針)

第3条 国指針Iに規定する内容とする。

(検査対象事業者)

第4条 検査対象事業者は、法第115条の32第2項第4号の規定による地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が市内に所在するものとする。

(検査体制)

第5条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施することとする。

(検査の形態)

第6条 検査の形態は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の届出内容を確認するために行う定期的な検査
 - (2) 特別検査 指定等取消処分相当事案が発生した場合に行う検査
- (検査方法)

第7条 検査方法は、検査の形態に応じ、それぞれ次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 一般検査

- ア 検査対象の選定 検査対象事業者が所管するいずれかの事業所又は施設の指定の有効期間の残存期間が1年未満である者
- イ 報告等の求め 一般検査の検査対象事業者を決定したときは、当該者に対し、「業務管理体制の整備に係る一般検査の実施について（通知）」（別記第1号様式）により通知し、報告等を求めるものとする。
- ウ 出頭の求め 報告等の内容に不備が認められた場合には、事業者の従業員に出頭を求め運用状況を聴取するものとする。
- エ 行政指導の基準 確認の結果、一定の作為又は不作為を求める指導及び助言については、流山市行政手続条例（平成9年法律第23号）第4章の規定に基づき、別表に定める指標に従い判断するものとする。
- オ 結果通知 運用状況を聴取した日から概ね1月を経過するまでに、「業務管理体制の整備に係る一般検査の結果について（通知）」（別記第2号様式）により、一般検査の結果を通知するものとする。
- カ 改善報告書 改善報告を要すると認められた場合には、前記エの通知日から概ね2週間を経過するまでに、「業務管理体制の整備に係る改善報告書」（別記第3号様式）により、報告を求めるものとする。
- キ 立入検査 改善が認められない場合には国指針Ⅱ2（1）③の規定を準用し、立入検査を実施する。

（2）特別検査 国指針Ⅱ2（2）の規定に準ずるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

別表（第7条関係）

	改善報告あり	改善報告なし
指導	<p>ア 法（当該内容の解釈を定める通知等を含む）に違反した場合</p> <p>イ 前記アの内容を満たすが、不適切な取扱いが認められる場合</p>	<p>左記のうち、報告をすることが困難である事項</p>
助言		<p>単に業務管理体制の水準の向上を目的とする事項であって、指導に該当しないもの。</p>